

愛媛県グループ補助金 補助対象施設・設備の要件

1 補助対象事業者の要件

- 平成 30 年 7 月豪雨災害により被災した事業者
- 平成 30 年 7 月豪雨災害により被災した事業者に事業専用の施設または設備を貸付していた事業者

2 補助対象物件の要件及び確認書類・方法

【補助対象施設の要件及び確認書類・方法】

区分	要件	確認書類・方法
所有	補助事業者の所有する施設であること。 <u>復旧後、補助事業者の名義で登記する施設であること。</u>	原則：「現在事項証明書」または「資産計上を確認できる書類」
事業専用	被災事業者が事業に使用していた施設であること。	原則：「現在事項証明書」または「資産計上を確認できる書類」 ※貸付施設の場合は、被災事業者に対する賃貸借(リース)契約書
被災	平成 30 年 7 月豪雨で被災した施設であること。	原則：市町が発行する罹災証明 ※ 罹災証明の発行を受けられない場合は、理由書及び建築士等、第三者による証明書を提出する。

(補助対象となる施設)

- ・立体的な建築物・工作物・構造物

※駐車場を除く地面と一体となった施設(道路)補助対象外とする。

(相続登記が行われていない場合の所有者の確認方法)

①相続により、実際の所有者と登記上の所有者が異なる場合は、現在事項証明書に代えて次の書類により、所有者を確認する。

- ・当該施設の相続が申請者に決定していることを証明できる遺産分割協議書(関係者押印)の写し
- ・当該施設の固定資産税支払者が申請者と一致していることを証明できる固定資産課税台帳
- ・申請者の資産に計上されていることを示す固定資産台帳

※実績報告において、申請者による所有が確認できる現在事項証明書を添付すること

②相続登記を行わないまま、既に建物滅失登記を行っている場合は、上記①に掲げる書類により、所有者を確認し、実績報告において復旧後施設が申請者の名義で登記されていることを確認する。

※従業員等の福利厚生为目的で使用する施設(安全衛生管理上必要な施設は除く)及び被災事業者が営む生産・製造・販売活動・役務提供等に直接使用しない美観施設等は補助対象外とする。

【補助対象設備の要件及び確認書類・方法】

区分	要件	確認書類・方法
所有	<u>補助事業者が被災前から所有する設備であることを合理的・客観的に証明できること。</u> <u>復旧後、資産計上できる設備であること。</u>	原則：資産計上を確認できる書類 【資産計上が確認できない場合】 ○別に例示する書類等により、複合的に所有を判断 ※割賦支払期間中に被災し、残金支払い後に廃棄した設備について、補助事業者の資産計上が確認できる場合は、被災設備の所有名義を問わず補助対象とする。
事業専用	<u>被災事業者が被災前から事業活動専用で使用していた設備であることを合理的・客観的に証明できること。</u>	

事業 専用	(1)被災事業者が営む生産・製造・販売活動・役 務提供等の業務に、被災前から専用で使用して いた設備(機械・機器・工具・道具・備品等) ※ 民生用機器や備品・什器であっても、被災事 業者の特定事業用途に必要であり、専ら事業所 または現場での使用が認められる物件	原則：資産計上を確認できる書類 ※貸付設備の場合は、被災事業者に対する賃貸借(リー ス)契約書を併せて添付 【資産計上を確認できない場合】 ○別に例示する書類等により、複合的に業務専用使用を 判断
	(2)他への転用が可能な汎用性のある民生用機器 や備品・什器等	資産計上を確認できる書類(必須) ※資産計上により、業務専用での使用を確認した場合に 限り補助対象とする
被災	<u>平成30年7月豪雨で被災した設備であることを合理的・客観的に証明できること。</u>	○ 当該設備を蔵置・設置・使用していた施設・場所・ 地域の被災を証明する書類(市町発行の施設の罹災証 明または地域の浸水状況等を示す資料) ○ 当該設備の被災状況を示す写真及び書類(修理見積 書・修理不可証明等) ※ 市町が発行する「罹災(被災)届出証明書」は、確認 書類の要件を満たさないことに留意すること。 【上記書類が提出できない場合】 ○別に例示する書類等により、複合的に被災を判断

※従業員等の福利厚生のために使用する設備(安全衛生管理上必要な設備は除く)は補助対象外とする。

3 復旧方法の要件

○復旧(建替・入替)後の施設・設備を資産計上すること。

○復旧により取得し、または効用が増加した施設・設備は、当該物件に応じた処分制限期間が発生すること。

【施設の復旧方法の要件】

方法	要件	復旧方法に関する留意事項
修繕	① 原則修繕	○ 下記「建替」の要件に該当しない被災施設を建替による復 旧を行う場合は、修繕費相当額の補助は行わない。
建替	① 市町が発行する罹災証明が「全壊」 または「大規模半壊」	○ 「面積増加」「構造変更(木造→鉄骨造など)」を伴う復旧 も補助対象とするが、補助金額は「原状回復工事の見積額」 に補助率を乗じた額を上限とする。 ○ ②の場合で、面積増加を伴う場合は、増加分は補助対象と しない。
	② ①に該当しない施設の修繕費と建替 に要する見積額を比較して、修繕費の 方が高額となる場合	
	③ 修繕の可否に関わらず、新分野事業 に取り組む場合	○ 罹災証明の内容に関わらず、新分野事業に必要な「従前の 規模や機能・性能を上回る復旧」、「新たな機能・効用を付加 した復旧」、「大幅な構造変更を伴う復旧」も補助対象とする。 ○ 但し、補助金額は「原状回復工事の見積額(建替①②)に該 当しない場合は修繕費)」に補助率を乗じた額を上限とする。
建替を行う場合の「被災施設の解体・撤去費」「整地費」は補助対象とする。 土砂を撤去した場所において施設を復旧する場合の排土費は補助対象とする。 上記「建替」の要件を満たす場合は、中古施設の購入も補助対象とする。 上記「建替」の要件を満たす場合は、「嵩上げ」を伴う復旧を認めるが当該経費は補助対象外。		

【移転を伴う施設の復旧を補助対象とする場合】

1 上記「建替」の要件に該当する場合

- 現地における建替・修繕(原状回復)を原則とするが、次の要件を満たす場合は、事業所の機能の全部または一
部を移転先において復旧する経費を補助対象にできる。
- 補助上限金額は、現地での建替に要する経費(※)に補助率を乗じた額(上記①②③の場合の補助額)とする。

- ※ 施設設計・建設費(資材・工事費)、被災施設解体・撤去・整地・排土費、建替に伴う設備移転・設置費
- 補助対象経費は、移転先施設設計・建設費(資材・工事費)、移転先用地の整地・排土費
 - ・ 現地から移転先への設備の移転・設置費用は、上記上限額の範囲で補助対象とする。
 - ・ 現地及び移転先の場所にあった施設の解体・撤去費、用地造成・嵩上・地盤改良費は補助対象外とする。

2 賃貸施設を被災した場合

- 補助事業者が賃貸施設において被災し、次の②～④の要件に該当する場合は、上記「建替」の要件の該当の有無に関わらず、移転先施設の改修費を補助対象にできる。
- 補助上限金額は、従来の賃貸施設において補助事業者の事業用資産である建物附帯設備(例：電気設備、埋め込み型エアコン、内装など)等の復旧に係る費用に補助率を上限とした額とする。

要件	留意事項
① 中古物件を購入する場合	○土地と建物が区分された売買契約とし、建物の購入費のみを補助対象とする。(土地代金は補助対象外) ○当該中古施設が、被災した建物の面積を上回る場合、面積按分により、従前施設的面積分を補助対象とする。(従前施設の解体費は補助対象外)
② 現地または被災施設において、自助努力による事業の再開または継続が困難な場合	例 1 : インフラの寸断 例 2 : サプライチェーンの維持(顧客の要求) 例 3 : 施設所有者(大家)が復旧(修繕・建替)しない場合 等
③ 現地における事業の再開・継続または事業規模を維持することが困難な場合	例 1 : 公共事業等による用地買収計画 例 2 : 顧客の確保・売上げの回復が見込めない場合 例 3 : 類似の水災が懸念される場合 等
④ 新分野事業に取り組む場合	例 1 : 他に新分野事業の内容に応じた適地がある場合 等
⑤ 同一敷地内で移転する場合	例 1 : 計画的復旧・早期復旧等の理由がある場合 等
共通：移転先の要件(次のいずれかに該当すること)	
① 移転先が従前の生活・経済圏内であること	
② 移転先が県内であって従前の生活・経済圏外である場合は、参加グループの復興事業計画において、何らかの役割を果たすこと	

【設備の復旧方法の要件】

方法	要件	復旧方法に関する留意事項
修繕	① 原則修繕	○ 下記「入替」による復旧の要件を満たさないにも関わらず入替を行う場合は、修繕費相当額の補助は行わない。
入替	① メーカー、販売店、修理業者等により、修理不可が証明された場合	○ 同等品(規模・機能・性能)への入替を補助対象とする。 ○ 同一または同等品への入替ができない場合(※)は、「現在入手できる最低限の性能」のものに限り補助対象とする。 ※ 同等品が流通していない ※ 同等品の調達に期間を要し、早期の事業再開に支障を生じる場合
	② 修繕費と入替に要する見積額を比較して、修繕費の方が高額となる場合	
	③ 修繕の可否に関わらず、新分野事業に取り組む場合	○ 新分野事業の承認を受けた事業を実施するために必要な規模・機能・性能を備えた設備への入替を補助対象とする。 ○ 但し、補助金額は「原状回復の見積額(入替①②に該当しない場合は修繕費)」に補助率を乗じた額を上限とする。

入替を行う場合の「移転設置費」「被災設備の取り壊し・撤去費」、は補助対象とする。

土砂を撤去した場所において設備を復旧する場合の排土費は補助対象とする。

上記「入替」の要件を満たす場合は、中古設備の購入も補助対象とする。

(補助金交付要綱別表欄外の設備の移転設置費について)

- ・ 設備の修繕または入替に伴い必要となる移転費用を補助対象とする。

- 例：修繕に伴う当該設備の搬出入・設置費、入替に伴う被災設備の搬出、入替後設備の搬入・設置費
- ・施設の移転が合理的に認められる場合における設備の移転設置費は、移転後施設の建替・修繕とは別途、補助対象とすることができる。

【参考1：資産計上を確認する書類が提出できない場合の確認書類の例】

※以下を参考に、複合的に書類を収集し、各要件への該当を合理的・客観的に説明できる場合は、補助対象とする。

要件	確認書類・方法
所有	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に資産計上していたことが確認できる書類 ・ 購入先・メーカー等、第三者による記録(売買契約書、修理・点検記録、保証書) ・ 事業所における蔵置・保管・設置・使用を確認できる写真または配置図面等 ・ 顧客・取引先等による、当該設備を使用した事業実績(製造または生産物・商品の販売、施工、役務提供等)を証明する書類(契約書、納品書その他取引を証明する書類)の提供 ・ 設置・保管場所における流失の事実を確認できる被災状況等を示す資料(施設の罹災証明、写真、地域の被災状況を示す資料等)
事業専用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に資産計上していたことが確認できる書類(再掲) ・ 事業所における蔵置・保管・設置・使用を確認できる写真または配置図面等(再掲) ・ 被災事業者の業務における必要性を説明する書類(業務内容、製造・生産等の業務の工程等) ・ 被災設備の内容を示す書類(カタログ、仕様書、その他設備の機能等を示す書類) ・ 顧客・取引先等による、当該設備を使用した事業実績(製造または生産物・商品の販売、施工、役務提供等)を証明する書類(契約書、納品書その他取引を証明する書類)の提供(再掲)
被災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該設備の被災前の蔵置・保管・設置・使用を確認できる写真または配置図面等(再掲) ・ 設置・保管場所における流失の事実を確認できる被災状況等を示す資料(施設の罹災証明、写真、地域の被災状況を示す資料等)(再掲)

(参考：資産計上の確認方法)

- ・ 市町村における償却資産課税台帳の写し(証明書)
- ・ 市町村に提出した償却資産申告書(償却資産課税台帳)及び種類別明細書の事業者控え(但し、市町村の受印があるもの)
- ・ 事業者備え付けの固定資産台帳